

マイナンバーカードの健康保

険証利用について

マイナンバーカードが令和3年10月から健康保険証として利用できるようになりました。

**通院においても、その他の場面でも
マイナンバーカードの健康保険証利用で
便利になります！**

より良い医療を受けることができます！

医療機関を受診した際、お薬の情報や特定健診の結果の提供に同意すると、医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。



窓口で限度額以上の支払いが不要になります！

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。



**マイナポータルで確定申告の医療費控除が
カンタンにできます！**

マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収書を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。



就職・転職・引越後も健康保険証としてずっと使えます！

新しい健康保険証の発行を待たずに、医療機関・薬局で利用できます。



◆よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続することはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。



ステッカー



ポスター



厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。

◆マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30

紛失・盗難による
マイナンバーカードの
利用停止については
24時間
365日受付！



▼一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問合せ

050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System
0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

マイナンバーカードの健康保険証利用について

Q 世帯主は国保に加入していないのに、納付義務者になるのはなぜですか？

A 国保は世帯単位の賦課方式を採用しており、一般的に世帯の生計維持者であり、保険料の支払い能力があると認められる世帯主に対して、国保に関する届出や保険料の納付義務を課しています。そのため世帯主あてに通知書などをお送りします。

Q 所得割額の算定の基となる基準総所得金額は、どのように計算されるのですか？

A 基準総所得は、各被保険者における前年中の所得金額から基礎控除のみ差し引いた額です。保険料の計算方法は、所得税や市・県民税の計算方法とは異なり、扶養控除や社会保険料控除などの各種所得控除の適用はありません。
⇒保険料の計算 詳しくはP6~P9

Q 保険料の通知書が送られてきました。なぜですか？

A 保険料の通知書は年に1回、7月にその年度の保険料の決定額を通知するために送付します。それ以外に、被保険者の加入脱退、所得額の変更、減免の申請、40歳到達など、保険料に変更があった場合に、該当となる事由の翌月に変更通知書が送付されます。詳しくは、届いた通知書をご覧ください。
⇒保険料決定(変更)通知書の見方 詳しくはP12~P15

Q 保険料が年金から天引きされていますが、4月、6月、8月(1期~3期)と10月、12月、2月(4期~6期)で金額が違うのはなぜですか？

A 特別徴収1期分から3期分の保険料は前年度の保険料に基づき暫定的に計算した金額です(仮徴収)。正式に決定した今年度の保険料から、特別徴収1期分から3期分を差し引いた上で、残りの保険料を特別徴収4期分から6期分で均等に分けて特別徴収します(本徴収)。
⇒年金からの天引き(特別徴収) 詳しくはP16

※なお、天引きの対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金です。受給している年金が複数ある場合は、政令に定められた優先順位が最も高い年金が特別徴収の可否判定および天引きの対象となります。

Q 医療費が高額になる見込みです。事前にできる手続きはありますか？

A 医療機関での精算時に「限度額適用認定証」を提出するか、マイナンバーカードによる電子資格確認を受けると、同じ月内の同一医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。
⇒限度額適用認定証 詳しくはP25

Q 高額な医療費を支払いましたが、還付は受けられますか？

A 同じ月内の医療機関での支払いが自己負担限度額を100円以上超えた世帯に対し、診療月から早くも3か月後に高額療養費該当のお知らせと支給申請書を国民健康保険課から送付します。この通知が届きましたら、郵送または窓口で申請してください。
⇒高額療養費 詳しくはP24

そのほか、よくある質問と回答を、ホームページに掲載しています。

明石市 国保 質問 検索



◆令和5年度 制度改正について

1. 高所得世帯に対する「保険料の賦課限度額」の変更

国の方針に沿って、主に中間所得者層の保険料負担の緩和を図るため、賦課限度額が変更となります。
⇒詳しくは、「保険料の計算」P6、7

賦課限度額	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
令和5年度	上限65万円	上限22万円	上限17万円
令和4年度	上限65万円	上限20万円	上限17万円

2. 低所得世帯に対する「保険料の軽減判定基準」について

保険料の軽減措置を受けるための所得の判定基準が変更されました。この軽減を受けるための申請は不要です。所得申告がない場合は軽減措置が適用されません。

判定基準		軽減の対象
令和4年度	令和5年度	
世帯主及び被保険者※1全員の所得額※2の合計が		均等割・平等割
43万円※3+(28.5万円×被保険者※1数)以下	43万円※3+(29万円×被保険者※1数)以下	5割軽減
43万円※3+(52万円×被保険者※1数)以下	43万円※3+(53.5万円×被保険者※1数)以下	2割軽減

※1 被保険者、※2 所得額、※3 基礎控除額43万円の注意事項など詳しくは、「保険料の軽減・減免」P10、11